

別表(第2条関係)

補助事業名	オンライン西播磨就職フェアの実施
補助事業の目的	ウィズコロナ社会での新しい生活様式のもと、一般化しつつあるWEB上で西播磨管内の中小企業15社以上参加とした「オンライン就職説明会」を企画運営する就職支援事業者に対し、フェアの実施経費を支援することで西播磨地域において、優秀な人材を確保し地域活力の維持を図る。
補助事業の対象となる者	西播磨県民局長が事業実施を認める就職支援係事業者（大卒生等の就職を支援する活動や就職フェアを開催したことがあるなど企業と求職者のマッチアップ等に取り組む事業者） ※ 厚生労働省から有料職業紹介事業の許可取得済みであること ※ 管内外問わない
補助事業の対象となる経費	オンライン就職フェア（説明会、セミナー、研究会等）開催に要する経費であって、県民局長が必要かつ適当と認めるもの。 講師謝金（外部人材招へい経費）、旅費、印刷費、通信運搬費、広報費、その他（相談事業等の委託費等）
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金の額	予算の範囲内の額で、1団体あたり2,500千円以内（ただし、千円未満の端数を切り捨てる。）
適用除外する条項	
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 補助事業計画書 (別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認) (交付決定額の変更)	(軽微な経費配分の変更) 配分された補助対象経費相互間における少ない方の額の30%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業の細部の変更
	(添付書類) 事業変更計画書 (事業計画書 (別紙1) に準じる)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じたときに、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 実績報告書 (別紙2)
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間)